

# “第3次市川三郷町男女共同参画プラン～輝く笑顔 いちかわみさと～”の概要

## 1 プランの名称・総合目標・基本目標

- ◆名称 第3次市川三郷町男女共同参画プラン ～輝く笑顔 いちかわみさと～
- ◆総合目標 男女がともに支えあう社会をめざして
- ◆基本目標
  - I 男女の人権の尊重とその意識をつくるために
  - II 男女共同参画による豊かな地域社会をつくるために
  - III 男女がともに活躍する社会をつくるために
  - IV 男女がともに安心して健やかに暮らせる町をつくるために

## 2 策定の趣旨

男女がともに助け合い、互いに尊重し合える男女共同参画社会は、目指すべき理想的な社会であり、男女共同参画社会の実現は、少子高齢化、情報化、国際化の進展など社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、緊要な課題とされています。

本町では平成19年3月に「市川三郷町男女共同参画プラン～輝く笑顔 いちかわみさと～（第1次プラン）」を策定し、同年9月「市川三郷町男女共同参画推進条例」を制定しました。さらに、平成24年3月には、「第2次市川三郷町男女共同参画プラン～輝く笑顔 いちかわみさと～」を策定しました。これまでの間、プランを主軸とした様々な取り組みがなされ、徐々に男女共同参画に対する町民の認識は高まりつつあります。しかし一方で、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会における慣行が根強く残る等の課題も山積しています。

こうした課題を少しずつ解決し、さらなる男女共同参画社会の実現に向け、社会情勢の変化等を踏まえ、「第3次市川三郷町男女共同参画プラン～輝く笑顔 いちかわみさと～」を策定しました。

## 3 計画の性格

- この計画は、町政運営の基本方針である長期計画「市川三郷町第2次総合計画」の基本理念である「賑わうまち」に位置づけられ、町が行う男女共同参画に関する施策の基本指針となるものです。
- この計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、国や県の男女共同参画計画を

踏まえ策定するものです。

- この計画は、第2次プランをもとに策定され、新たな取り組みを取り入れつつ計画するものです。
- この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」としても位置づけています。
- この計画の基本目標Ⅲ「男女がともに活躍する社会をつくるために」を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」としても位置付けています。

## 4 計画の期間

「第3次市川三郷町男女共同参画プラン ～輝く笑顔 いちかわみさと～」の計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間です。

必要に応じて、3年経過の段階で社会情勢の変化などに合わせて見直しを行うものとしします。

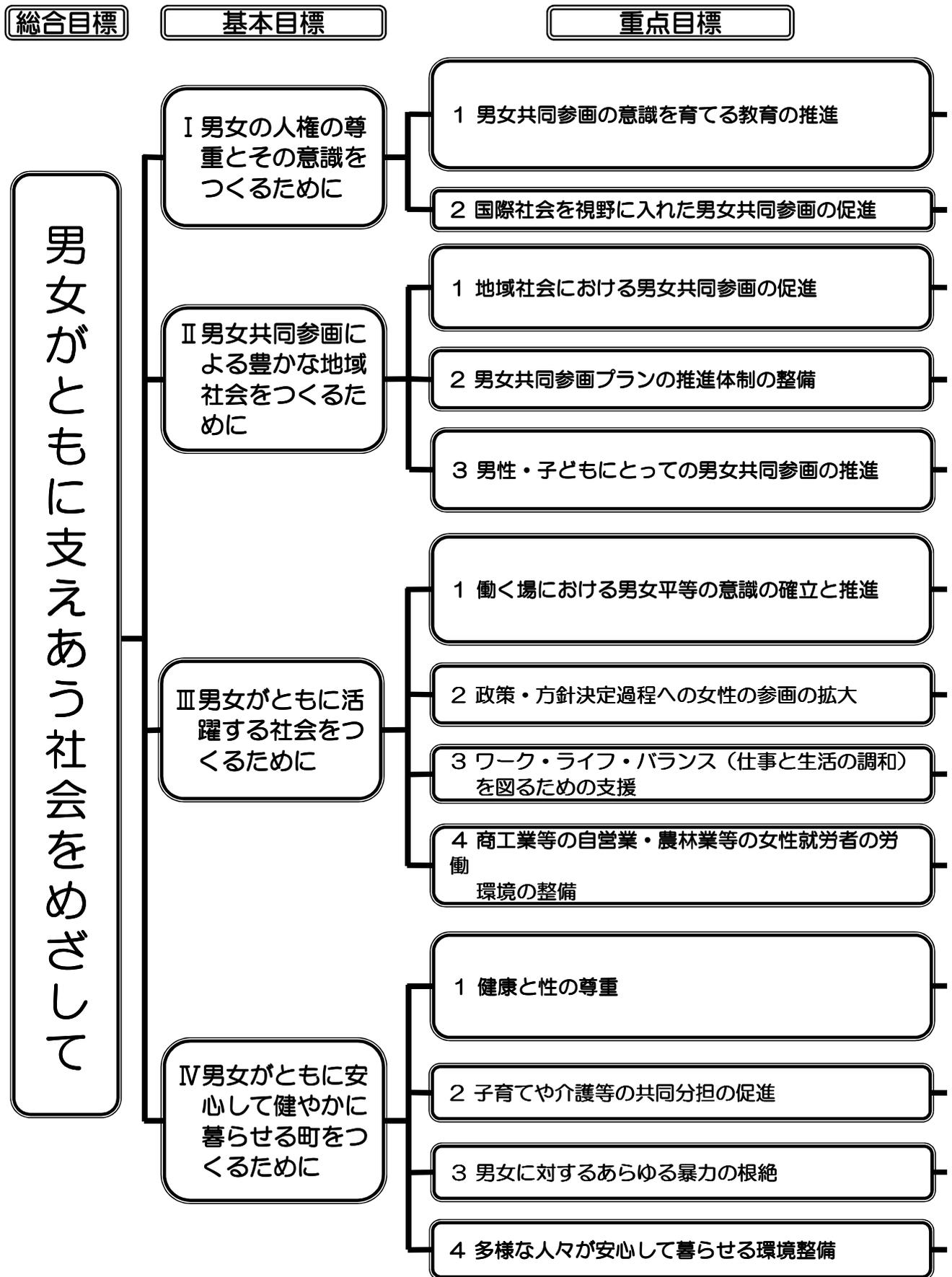
## 5 策定の背景

わが国では、国際的な取り組みと連動しつつ女性問題解決・男女共同参画社会確立に向けて、平成11年6月には「男女共同参画社会基本法」が制定・施行され、平成12年12月には基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が初めて策定されました。その後、平成27年12月には、「第4次男女共同参画基本計画」が策定されています。

山梨県でも、男女共同参画の地域づくりの推進を目的として、さまざまな取り組みが行われており、平成10年2月には「男女共同参画社会の実現をめざして」を総合目標とした「やまなしヒューマンプラン21」を策定し、平成14年3月には「山梨県男女共同参画推進条例」を制定、平成29年3月には、「第4次山梨県男女共同参画計画」を策定しています。

また、国では、平成27年9月に、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であることから、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現に向けて「女性活躍推進法」が施行されました。

このような状況の下、町では町・町民・事業所・国・県と連携して男女共同参画社会実現に向けて取り組むための指針となるプランを策定しました。本プランは、第2次プランをもとに社会情勢の変化を踏まえ、現状に即した内容となっています。



## 施策の方向

- (1) 家庭・学校・職場・地域における男女共同参画の教育の充実
- (2) 固定的性別役割分担意識の改革
- (3) 男女がともに家庭的責任を担う意識づくりの促進
- (4) 男女共同参画の学習支援とチャレンジ支援

- (1) 国際社会における男女共同参画の情報収集および提供ならびに施策への反映

- (1) 男女共同参画の視点に立った制度や慣習の見直し
- (2) 地域活動における女性の社会参画の促進
- (3) 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の促進

- (1) 庁内推進体制の強化
- (2) 町職員の理解の促進

- (1) 男性に対する心身の健康維持等の推進
- (2) 男性の家庭や地域への参画に向けた意識啓発と支援
- (3) 子どもにとっての男女共同参画の理解の促進

- (1) 男女の均等な雇用機会のさらなる促進
- (2) 女性の能力発揮促進のための支援
- (3) 仕事を続けたい女性への雇用環境の整備促進
- (4) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止と暴力の根絶

- (1) 町の各種審議会・行政委員への女性の積極的な登用
- (2) 男女共同参画の視点をもった人材の育成

- (1) 仕事と子育て・介護等家庭生活の両立に関する普及・啓発
- (2) 仕事と生活の調和が図れる働く場の環境整備

- (1) 女性の経済的自立と地位向上および就業環境の整備
- (2) 商工業等の自営業・農林業等の従事者に対する労働環境の整備
- (3) 家族経営協定への積極的な取り組み

- (1) 健康と性の尊重に向けた意識啓発
- (2) 思春期と更年期の女性に対する学習機会の創出
- (3) 女性が安心して子どもを産み育てるための支援体制の周知
- (4) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

- (1) 家事・子育て・介護等の共同分担の意識づくりの促進
- (2) 介護・看護体制の充実

- (1) 配偶者などからの暴力防止策の推進
- (2) ストーカー行為の防止対策の推進

- (1) 生活上困難に直面する男女への支援
- (2) 外国人が安心して暮らすための支援

# 基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重とその意識をつくるために

## 重点目標1 男女共同参画の意識を育てる教育の推進

近年、家庭や学校、職場や地域では、社会的かつ文化的に形成されてきた男女の役割を見直し、男女共同参画の意識を育むことが求められています。家庭や学校では男女が互いに認め合う心、また、職場や地域では男女が互いに尊重し合える心を育てることが必要です。性別にとらわれることのない役割分担の見直しを促すなど、男女共同参画の意識を育てる教育を進めます。

### 【 施 策 の 方 向 】

#### (1) 家庭・学校・職場・地域における男女共同参画の教育の充実

社会のあらゆる場で、社会的・文化的に形成されてきた男女の差別を見直し、男女共同参画の意識を育むとともに、未来を担う子どもたちが、性別にとらわれることなく個性や能力を伸ばせる環境を整備することが必要です。

##### 【推進の方法】

- 「家庭の日」(第3日曜日)には、家族の中でお互いの人権を認め合い話し合いの時を持てるよう促す。
- 意識啓発事業(川柳コンテスト等)を開催して男女共同参画の意識を育成する。
- 町広報紙「広報いちかわみさと」での広報活動の充実を図る。
- 公民館活動の中で男女共同参画の意識を啓発する。

#### (2) 固定的性別役割分担意識\*の改革

男女が性別にとらわれず、その能力や個性を十分に発揮して主体的に生きるためには、性別による固定的な役割分担意識を解消することが必要です。性別を理由として固定的に決めつけられた意識や慣習にとらわれない多様な男女のイメージを浸透させることが求められます。

##### 【推進の方法】

- 講演会・学習会等を開催する。また、他の機関(県・県男女共同参画推進センター)で開催される講座等への参加を促す。
- 意識調査(アンケート等)を実施し、その結果を広報する。

※固定的役割分担意識

男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

### (3) 男女がともに家族的責任を担う意識づくりの促進

性別に関わらず、男女がともに家事・子育て・介護などの家庭生活を営めるよう、意識啓発や能力の養成を図ることが必要です。

#### 【推進の方法】

- 講演会・学習会等を開催する。また、他の機関で開催される講座等への参加を促す。
- 家事（料理教室等）・子育て・介護についての講習会に男性の参加を促す。

### (4) 男女共同参画の学習支援とチャレンジ支援

男女共同参画に係る学習会等を開催し、町民の意識啓発や能力養成を図ります。エンパワーメント\*のための教育・学習活動を充実し、町民があらゆる分野で能力を発揮できるように支援します。

#### 【推進の方法】

- 講演会・学習会等を開催する。また、他の機関（県・県男女共同参画推進センター等）で開催される講座等への参加を促す。

## 重点目標2 国際社会を視野に入れた男女共同参画の促進

経済のグローバル化や情報通信の発展に伴い、地球規模の交流はますます進んでいます。女子差別撤廃条約\*等の国際規範の周知をはかるとともにその理解を深め、国際社会の一員として町民意識の向上を図っていくことが必要です。

### 【 施 策 の 方 向 】

#### (1) 国際社会における男女共同参画の情報収集および提供、ならびに施策への反映

##### 【推進の方法】

- 国際社会の情報や国際社会と比較した日本の現状を周知する。

#### ◆ジェンダー（社会的・文化的性差）◆

生物学的性別ではなく、社会的通念や慣習の中にある、社会によって作り上げられた男性、女性の別のこと。

#### ※エンパワーメント

力をつけること。個々の女性が自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持つ存在になること。

#### ※女子差別撤廃条約

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている条約。昭和60年批准。

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画による豊かな地域社会をつくるために

### 重点目標1 地域社会における男女共同参画の促進

地域の中に形成されてきた根深く残る性別による役割分担の慣習を見直し、互いに地域での役割を分担しながら助け合い、協力し合って暮らしやすい地域社会をつくるのが大切です。それには、地域の役員等を性別にとらわれずバランスよく構成することが必要であるとともに、女性自身も進んで地域活動に参画していくことが大切です。女性の社会進出を促すなど、地域社会における男女共同参画を進めます。

#### 【 施 策 の 方 向 】

##### (1) 男女共同参画の視点に立った制度や慣習の見直し

地域社会には、男女の固定的な性別役割分担意識がなかなか変わらない慣習・慣行が存在しています。このような制度や慣習を見直すには、そこに暮らす市民の主体的な取り組みによる合意や納得が必要です。

##### 【推進の方法】

- 自治会役員への女性の登用を促進する。

##### (2) 地域活動における女性の社会参画の促進

男女共同参画社会を実現するためには、女性も自分の意見をもって地域の活動へ積極的に関わり、意思決定の場に参画していくことが重要です。

##### 【推進の方法】

- 自治会役員等への女性の登用を促進する。

#### ◆ポジティブ・アクション（積極的改善措置）◆

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

### (3) 男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の整備

未曾有の被害をもたらした東日本大震災や熊本地震等、地震直後の避難対応から支援対応、復旧・復興への過程においては地域コミュニティの重要性が注目されました。いつ起きるともれない大地震の発生に備え、災害発生時に混乱に陥ることなく子どもや高齢者、障害者等の不安ができるだけ軽減されるよう準備を進めておくことが求められます。

#### 【推進の方法】

- 日常から自助・共助の視点に立った避難訓練や減災への取り組み等を行う。
- 防災会は男女それぞれの目線を生かした組織づくりに努める。
- 女性消防団員の拡充を各地域にて図る。

## 重点目標2 男女共同参画プランの推進体制の整備

男女共同参画プランを推進するためには住民や企業、行政など相互の連携が求められています。行政においては、施策を総合的、計画的に進める推進体制を構築し、プランの具体的な施策について調整をする必要があります。また、市川三郷町男女共同参画推進委員会との連携強化も必要です。このため、男女共同参画プランの推進体制の整備に努めます。

## 【 施 策 の 方 向 】

### (1) 庁内推進体制の強化

男女共同参画社会実現に向けての施策は、広範囲で多岐に渡るため、全庁的な体制で取り組むことが必要であり、各部署と連携を図りながら、男女共同参画に関する施策を円滑に進めることが求められます。

#### 【推進の方法】

- 市川三郷町男女共同参画庁舎内推進委員会において、各部署の毎年の達成度を評価する。

### (2) 町職員の理解の促進

町職員は日常の業務において常に男女共同参画の視点を持つことが重要です。施策への反映はもちろん、業務を通して町民の男女共同参画意識を啓発していくことが求められます。

#### 【推進の方法】

- 町職員に、男女共同参画に関わる研修を受ける機会を多く設ける。

### 重点目標3 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成は、男性にとっても、暮らしやすくなるものであることの理解を深め、男性やこれからの時代を担う子ども・若者世代への啓発を進めます。

#### 【 施 策 の 方 向 】

##### (1) 男性に対する心身の健康維持等の推進

男ならかくあるべきというような、社会的責任を性別のみで過度に背負い込ませるようなストレスを社会から無くし、互いに慈しみ支え合う男女共同参画社会を目指すことが求められます。

##### 【推進の方法】

- 男性の悩みに対する相談体制を整える。

##### (2) 男性の家庭や地域への参画に向けた意識啓発と支援

子育て・地域活動等への参加など、仕事一本やりではなく、家庭や地域を顧みることが求められます。

##### 【推進の方法】

- 男性の育児休業等の取得を促す。
- 男性の家庭・地域への参画を可能にする職場環境の改善を促す。

##### (3) 子どもにとっての男女共同参画の理解の促進

男女共同参画についての理解を子どもの頃から促進し、将来を見通した自己形成ができるように子どもたちを啓発することが重要です。

##### 【推進の方法】

- 男女共同参画の資料を小学生、中学生、高校生に配布する。
- 人権の尊重、男女の平等や相互理解・協力の重要性の学習の充実を図る。
- 命の大切さや自分を大切にすることについての学習機会の充実を図る。
- インターネット等の正しい利用の普及啓発と、情報を判断する能力の育成を図る。

# 基本目標Ⅲ 男女がともに活躍する社会をつくるために

## 重点目標1 働く場における男女平等の意識の確立と推進

男女がともに働きやすい環境をつくるため、男女平等の啓発や情報および資料の提供、採用・賃金・配置・昇進・教育訓練などの均衡が図られるよう、企業や事業所に呼びかけることが重要です。また、性別にとらわれない職業能力向上のための学習機会の創出や起業支援を行う環境づくりも必要であることから、働く場における男女平等の意識確立に努めます。

### 【 施 策 の 方 向 】

#### (1) 男女の均等な雇用機会のさらなる促進

男女雇用機会均等法<sup>※</sup>や労働基準法<sup>※</sup>のさらなる浸透を進め意識改革を図るとともに、就労に関する情報の提供に努め、性の尊重をしつつ、雇用機会の均等と性による差別や格差を是正していくことが必要です。

#### 【推進の方法】

- 雇用と企業等の分野において意識改革の働きかけや情報および資料を提供する。
- 結婚・妊娠・出産・介護を理由に不利益にならないように、関係機関と連携をはかりながら、関連法の周知・啓発をする。

#### (2) 女性の能力発揮促進のための支援

女性が能力を向上させるための学習の機会や情報を提供し、知識や技術を身に付け、その能力を発揮するための支援が求められています。

#### 【推進の方法】

- 採用・賃金・配置・昇進・教育訓練などの均衡を企業や事業所に呼びかける。
- 女性の職業能力向上および女性起業支援を行う環境づくりを促す。

※男女雇用機会均等法

職場における男女の均等取扱い等を規定した法律。昭和47年公布。

※労働基準法

賃金・労働時間・休暇・就業規則といった労働者保護の観点から労働条件を規定する法律。昭和22年公布。

### (3) 仕事を続けたい女性への雇用環境の整備促進

再就職のための情報提供や、育児・介護休業制度の普及・促進を図り、働く男女の家庭生活に配慮した労働環境を整備していくことが重要です。

#### 【推進の方法】

- 産休・育休・介護休業および再就職準備のための情報提供・相談等きめ細かい支援策の充実を図る。

### (4) セクシュアル・ハラスメント\*パワー・ハラスメント\*などの防止と暴力の根絶

雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどあらゆる暴力の潜在化を防ぎ、関係機関と連携を図りながら、根絶に向けた啓発に努める必要があります。

#### 【推進の方法】

- 職場や地域社会において関係機関と連携をはかり、根絶に向けた啓発に努める。
- 企業経営者や人事担当者等へ男女共同参画に対する理解・実践の周知・啓発をはかる。

## 重点目標2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

男女それぞれの能力がいきいきと発揮できる活躍の場をつくるためには、企業や行政などにおける意思決定や政策立案の場に、男女がともに参画することが大切です。町の各種審議会や行政委員などは性別にとらわれずバランスのとれた任命・委嘱が必要です。このようなことから、政策や方針決定過程においての女性の参画の拡大に努めます。

### 【 施 策 の 方 向 】

#### (1) 町の各種審議会・行政委員への女性の積極的な登用

社会のあらゆる分野において、女性も方針決定に関わっていくことが重要です。

#### 【推進の方法】

- 各種審議会・行政委員等への女性の登用率が3分の1を超えることを目標とする。

※セクシュアル・ハラスメント

他の物を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動。

※パワー・ハラスメント

職責上の立場を利用した嫌がらせ。

## (2) 男女共同参画の視点をもった人材の育成

男女共同参画をそれぞれの地域で推進していくことは男女共同参画社会実現に向けての大きな一歩であり、町民にとって身近な生活の場である地域の中で、男女共同参画の視点をもったリーダーとなる人材を育成していくことが求められます。

### 【推進の方法】

- 県・その他の機関の人材育成講座への参加を促す。

## 重点目標3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）をはかるための支援

家庭と仕事の両立の中で働く女性のために、多様なライフスタイルに対応した子育ての支援が求められています。また、育児休業・介護休業の取得や取得後の職場復帰など柔軟に働く環境づくりが大切です。一方、働く意欲のある高齢者からは、就業に必要な情報の提供と、能力に応じた環境や技術・経験を活かせる職場づくりが求められています。このようなことから、豊かな生活を目指した労働環境の整備に努めます。

### 【 施 策 の 方 向 】

#### (1) 仕事と子育て・介護等家庭生活の両立に関する普及・啓発

働く男女がともに家族としての責任を担い柔軟な働き方ができる職場環境の整備や、仕事中心から家庭生活や地域活動等への積極的な参画ができるような環境整備と、子育て支援サービスを図り、介護休業法等法制度の普及に努めることが重要です。

### 【推進の方法】

- 育児・介護休業制度等の定着を図るための、介護休業制度等各種法制度の普及および促進を図る。
- 保育所の延長保育や幼稚園の預かり保育、放課後の学童保育等子育てにやさしい環境づくりについての情報を提供するなどの支援を図る。
- 介護・福祉サービス等介護に役立つ情報を提供するなどの支援を図る。

## (2) 仕事と生活の調和がはかれる働く場の環境整備

仕事と家庭・地域の調和が図れるような働き方の見直しを進め、子育て・介護中の負担軽減や孤立化の解消をはかり、安心して子育て・介護・地域活動に取り組めるような情報提供や関連諸制度等の紹介を進めます。

### 【推進の方法】

- 男性が家事・子育てや介護などの家庭生活に参画するための学習の機会を支援する。
- 事業主に対して、子育て・介護支援に関する制度の紹介、仕事と生活の調和についての普及啓発を図る。

## 重点目標4 商工業等の自営業・農林業等の女性就労者の労働環境の整備

女性の経済的自立と地位向上のため、情報交換や学習の機会など就業するための条件や環境の整備が求められています。また、家族経営協定<sup>※</sup>の導入に向けた取り組みも求められています。一方、商工業等の自営業や農林業等の経営や生産の方針決定の場において、女性の参画が強く求められています。商工業等の自営業・農林業等の従業者に対する労働条件の整備充実とともに、性別に左右されることなく共同分担意識づくりに努めます。

## 【 施 策 の 方 向 】

### (1) 女性の経済的自立と地位向上および就業環境の整備

男女がともに一人の労働者として経済的にも社会的にも、その労働に見合った正しい評価が行われるよう就業環境の整備に努めるとともに、女性の意思を働く場の運営に反映させるため方針決定過程への女性の参画を促進していくことが必要です。

### 【推進の方法】

- 意思決定過程への女性の参画を促進する。
- 資格や技能の他に法律や制度の知識も必要で、待遇や報酬などの面において不利益にならないように関連する法律や、制度の情報提供や学習の機会を提供する。

※家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、主体的に経営に参画でき、意欲と能力を存分に発揮できる環境を整備するために、取り決めたルール。

## (2) 商工業等の自営業・農林業等の従事者に対する労働環境の整備

快適に働くために、作業の安全の推進・労働負担の軽減のための技術の確立・労働時間の短縮・休暇の取得等の環境整備を目指し、啓発や情報等の提供に努めていく必要があります。

### 【推進の方法】

- 労働時間の適正化等、労働環境整備の啓発を図る。
- 生産・加工・流通等の起業など第6次産業\*の従事者への、産業化の取り組みを支援する。

## (3) 家族経営協定への積極的な取り組み

家族経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な家族経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族の十分な話し合いに基づき取り決めていくことへの情報提供や支援を図ることが必要です。

### 【推進の方法】

- 共同分担意識の啓発を促進する。
- 商工業等の自営業・農林業や地域活動に参画できる環境づくりを推進する。

\*第6次産業  
第1次産業（生産）×第2次産業（加工）×第3次産業（流通）

## 基本目標Ⅳ 男女がともに安心して健やかに暮らせる町をつくるために

### 重点目標1 健康と性の尊重

男女が生涯を明るく健康で暮らすことができるように、心身ともに健康を維持することが大切です。特に女性については、妊娠から出産まで、より行き届いた健康支援が望まれます。また、性に関しては、男女とも正確な知識を持ち、自ら健康管理をすることも大切です。男女がその健康状態に応じて自己管理を行うことができるよう、適切な健康の保持・増進を進めるとともに、互いの性を尊重します。

### 【 施 策 の 方 向 】

#### (1) 健康と性の尊重に向けた意識啓発

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）<sup>※</sup>や、**LGBT<sup>※</sup>等多様な考え方**に関する意識を広く社会に浸透させるため、あらゆる機会をとらえて、女性の体と性に関する健康と権利について、分かりやすい啓発や情報の提供等に努めることが大切です。

#### 【推進の方法】

- 健康診断等の機会に、女性の体と性に関する健康と権利についての情報を提供する。

#### (2) 思春期と更年期の女性に対する学習機会の創出

思春期や更年期の心身の変化に対する無理解・望まない妊娠・中絶や性感染症の危険などの問題について理解を深め、自分自身や他人の健康と権利を尊重できるよう学習機会の充実を図る必要があります。

#### 【推進の方法】

- 性教育を含む健康教育（思春期・更年期）の充実を図る。

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）

リプロダクティブ・ヘルス…人間の生殖システムが身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること。

リプロダクティブ・ライツ…子どもの数、出産間隔、出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる基本的権利のこと。

※LGBT

Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、性別越境者)の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の一つ。

### (3) 女性が安心して子どもを産み育てるための支援体制の周知

妊娠・出産期における女性の健康管理を支援するとともに、妊娠中及び出産後も継続して健康管理に留意することが大切です。また、安心して子育てができる環境を整備することが求められます。

#### 【推進の方法】

- 妊娠から出産・乳幼児までの一貫した健康診断や健康指導が受けられる体制の充実を図る。
- 保育サービスや児童館の充実など子どもを取り巻く環境の整備と、子育てネットワークづくりに努める。
- 男性の育児休業等の取得を促進する。**

### (4) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

男女が主体的に健康を自己管理できるように健康診断受診の啓発を行うとともに、生涯にわたる健康管理を支援するための取り組みを進めていくことが求められます。

#### 【推進の方法】

- 健康診断受診の啓発をはかり、受診率60%を目標とする。
- 健康診断後の再診率の向上を図り、健康寿命の向上を目指す。**
- 健康問題に対する不安を解消するための相談体制を充実させる。

## 重点目標2 子育てや介護等の共同分担の促進

子育てや介護の負担を性別にとらわれることなく、家庭や地域で支え合うことが求められています。また、ライフスタイルの多様化にともない、家族としての責任を果たすことは重要です。男女が協力して家庭や社会での生活を営み子育てや介護などが行えるよう、共同分担の意識づくりを進めます。

### 【 施 策 の 方 向 】

#### (1) 家事・子育て・介護等の共同分担の意識づくりの促進

女性が家事・子育て・介護等の多くを担うことで社会参画が制約されてしまう現状を改善するためには、男女が互いに共同分担意識を持つことが重要です。

##### 【推進の方法】

- 男女共同分担の必要性などについての理解を得るための講習会、学習会を積極的に開催する。
- 子育て・介護の相談をいつでも受けられるよう、保健師等の福祉・介護の充実を図る。
- 男性のための家事・子育て・介護教室の充実を図る。

#### (2) 介護・看護体制の充実

介護を必要とする高齢者、また介護する家族が、必要に応じたサービスを受けられるよう介護保険制度\*の一層の定着を図り、高齢者が安心して暮らすことができる介護・看護体制を充実させることが求められます。

##### 【推進の方法】

- 高齢化が進むなか、介護負担軽減のために、自助・互助・共助・公助の視点で支援体制を整備する。
- 介護保険サービス事業所・医療関連等の関係機関と連携を図る。
- 公的介護機関・民間の介護サービスや地域支援サービスの情報を提供する。

##### ※介護保険制度

高齢者が介護を必要とする状態になっても尊厳をもって、自立した生活を送ることができるよう、高齢者を介護社会全体で支えるための仕組み。平成12年施行。

### 重点目標3 男女に対するあらゆる暴力の根絶

社会的問題として取り上げられている、配偶者等からの暴力（DV<sup>※</sup>）やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害となるあらゆる暴力を根絶するために、これらの暴力を予防し、容認しない社会を形成することが求められています。男女女性に対するあらゆる暴力（言葉の暴力や精神的苦痛も含める）の根絶に努めるとともに、社会的認識の徹底を促し、被害者への支援体制などの整備にも努めます。

#### 【 施 策 の 方 向 】

##### （1）配偶者などからの暴力防止策の推進

様々な形態の暴力や、差別・偏見などの問題を正しく理解し、人権侵害を引き起こさないことはもとより、人権を擁護する姿勢を促し、暴力の防止に努めることが望まれます。

##### 【推進の方法】

- 暴力防止のための専門職員を配置し、相談窓口の充実や学習の機会を設ける。

##### （2）ストーカー行為の防止対策の推進

被害者が適切に救済・支援を受けられるよう関係機関と連携して防止対策を進めるとともに、相談機能を充実させる必要があります。

##### 【推進の方法】

- 暴力廃止のための専門職員を配置し、相談窓口の充実や学習の機会を設ける。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など、親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。形態として、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などが含まれる。

## 重点目標4 多様な人々が安心して暮らせる環境整備

単身世帯やひとり親世帯の増加、また日本で働き生活する外国人が増えている現状において、生活上の困難をかかえる人たちが少なくないといわれています。女性の就業継続や再就職の支援、保育に関わる問題等について、個のつながりでの支援と公的な立場からの支援体制を整備することに努めます。

### 【 施 策 の 方 向 】

#### (1) 生活上困難に直面する人々男女への支援

ひとり親家庭に対する子育て、生活支援、就職支援策等の推進をします。高齢者や障害者等も含めた様々な生活上困難の世代間連鎖を断ち切るため、教育費の負担軽減や多様な教育機会を確保していきます。

##### 【推進の方法】

- 相談窓口の充実と生活費支援体制の具体的内容の周知に努める。

#### (2) 外国人が安心して暮らすための支援

~~外国人住民との町内住民の1～2%が外国人である現状において~~言語の壁による障害を最小限にし、心の通じ合いを目指す努力をします。

##### 【推進の方法】

- 相談窓口の充実とコーディネーター的存在の人員を確保できるような組織作りを進める。
- 住民生活において、コミュニケーションを積極的にとれる意識づくりに努める。